



山形県酒田港



PORT OF SAKATA®

国際定期コンテナ航路【週2便】運航 釜山経由で世界各港に接続

山形県唯一の重要港湾である酒田港は、東北地方日本海側における対岸諸国との物流拠点として発展を続けています。“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会では酒田港をご利用いただいてコンテナ貨物を輸出・輸入する事業者様に、その実績に応じて経費の一部を助成しています。

令和5年度は助成制度が大きく変わります！

トラックドライバー不足が懸念される「物流2024年問題」に備え、酒田港への切り替えをご検討ください

コンテナ貨物利用促進助成制度のご案内

区分	I コンテナ転換支援助成	II 陸送費助成	III 小口混載貨物荷主助成 ←NEW
趣旨	バルク船で輸出入を行っている荷主に対して、コンテナ船での輸出入に振り替えることを促し、酒田港のコンテナ貨物量の増加を図ります。	酒田港から発着地までの陸送距離の区分に応じた助成を行うことで酒田港利用を促します。 ※ 昨年度までの新規荷主助成、継続荷主助成を一本化	酒田港の小口混載貨物輸出サービスを利用した荷主を助成し、酒田港の小口混載貨物輸出量の増加を図ります。
対象者	以下の①～③の要件をすべて満たす荷主 ①一般的な輸送形態が バルクである品目 （石炭、穀物、木材、チップ、塩など）を コンテナ貨物で輸送 すること ②1回の輸出入における貨物重量が 150t （20フィートコンテナ9個分又は40フィートコンテナ8個分とみなす）以上 ③酒田港のコンテナ貨物量が 昨年度よりも増加 していること	年間 30TEU 以上利用した荷主	酒田港の小口混載貨物輸出サービスを利用した荷主
対象期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※ 今年度から対象期間を「暦年」から「年度」に変更しています		令和5年12月9日から 令和6年3月31日まで
申請期間	令和5年12月20日まで	令和6年2月1日から3月10日まで	
助成対象貨物量	上記②に該当する利用貨物量の合計（TEU）	利用貨物量（TEU）	利用貨物量（㎡又はt いずれか大きい方）
助成単価	19,000円/TEU	酒田港⇄発着地 陸送距離 (50km未満) 1,000円/TEU (50km以上100km未満) 2,000円/TEU (100km以上150km未満) 3,000円/TEU (150km以上) 4,000円/TEU	5,000円/㎡又はt
上限額	500万円/荷主	100万円/荷主	20万円/荷主

※「I コンテナ転換支援助成」と「II 陸送費助成」を重複して申請することはできません。

【申請先】 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1

“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会 事務局（山形県 産業労働部 県産品流通戦略課 内）

TEL 023-630-2366

FAX 023-630-3371

E-mail port-of-sakata@pref.yamagata.jp